



りそな銀行アジアニュース

2017年8月3日
りそな銀行 国際事業部

【バンコック駐在員事務所】

「外国人事業法の改定について」

タイ商業省は2017年6月9日、1999年制定の外国人事業法 (Foreign Business Act: FBA) 上の規制19業種に対する外国人事業ライセンス取得を免除する省令を発令しました。事務的負担が軽減されるとともに、ビジネスの利便性向上が狙いです。

今までのタイの外国人事業法により、外国人に対し参入業種を3種類43業種に分けて制限しています。

【第1種】 特別な理由から外国人が営むことが完全に禁止されている業種 (9業種)。

【第2種】 国家の安全保障に関わる業務、伝統芸術・天然資源・環境に影響を及ぼす業種 (13業種)。但し、内閣の承認により、商務大臣の許可した場合は可能。

【第3種】 外国人と対等に競争力がついていない業種 (21業種)。但し、商務省商業登記局長の許可した場合は可能。

公布された新省令では、外国人事業法第3種の制限業種リストから除外し、以下19業種を対象に商業省から発行される外国人事業ライセンスを不要と規定しています。外資系企業は商業省に外国人事業ライセンスの申請手続きを取りやめるため、事業開始までに要する期間の短縮が見込まれ、タイでの事業活動がより一段と容易となります。一方、一般的な外資規制を定める外国人事業法の対象としては除外されたものの、引き続き当該事業に適用される個別の事業法 (金融機関法、生命保険法等) に基づき、外国人の保有株制限条件や事業ライセンスの要件等特別な制限が設けられています。

外国人事業法から除外される業種は以下の二グループを分けています。

【グループ1】 商業銀行業務に関連する業種

1. 商業銀行
2. 外資系銀行の駐在員事務所
3. イスラム銀行業務
4. 銀行代理人任命
5. 預金業務 (顧客からの指示に関する条件が定められているもの) および信託業務
6. 未公開株式買い戻し (Private Repo) 取引
7. 保険代理業、輸出信用保証
8. 同一事業グループ内の金融事業、グループ内のその他の金融機関や会社、タイ中央銀行または政府機関へのサービス提供 (内部委託)
9. 不動産リース業
10. ローン債権の買取・譲受
11. キャッシュ・マネジメント・サービス
12. 顧客の事業に関する書類の作成サービス
13. 支払の受取・申請受理の代理
14. 分割払い購入・リース業

【グループ2】 タイ企業に影響を与えないと判断された業種

15. 資産管理事業
16. 駐在員事務所
17. 地域統括会社
18. 政府機関との契約の相手方となる事業
19. 国有企業の契約の相手方となる事業

タイの外国人事業法において、外国人の定義は次の通りです。

- ① タイ国籍を持たない自然人
- ② タイ国内で登記されていない法人
- ③ タイ国内で登記された次の形態を所有する法人
・①または②、あるいは①または②が総資本の過半数を所有する法人が、その資本の過半数を所有する法人
・パートナーが①である有限パートナーシップ、または登記された普通のパートナーシップ
- ④ ①、②、③の自然人または法人が、その資本の過半数を所有するタイ国内で登記された法人

【出所:タイ商務省 HP より】

照会先:国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載